

(b) 根拠法令

労働法典 (Code du Travail) L.981-1

(c) 管理運営主体

制度は、地方が主導的な役割を果たす。

(d) 財源・予算規模

訓練費用、監督指導者のコスト等については、労使によって創設された政府公認組織であるOPCA(organisme paritaires collecteurs agrees：労使訓練基金^(注4))が負担する。

(e) 対象者及び適用年齢

16～25歳までの若年者、26歳以上の求職者が対象となる。

(f) 具体的内容

対象者は、事業主との間でCDI(期間の定めのない雇用契約)もしくは、CDD(有期雇用契約。6～12か月。最長24か月まで延長可。)を結ぶ。被用者となった者は、職業訓練機関又は訓練を行う企業と訓練協定を結び、職業訓練を行う。訓練では、必要に応じて監督指導者による指導が行われる。この監督指導者は従業員の受け入れ、連絡、指導を担当するとともに、職業資格のための訓練機関との関係を保証する。訓練には、CDI、CDDで予定される職業活動期間の15% (最低150時間以上)から25%の時間が割り当てられる。賃金は、21歳未満の場合、SMICの55%以上、職業バカロアを持つ21～25歳の若者はSMICの80%以上など、年齢、資格により下限が定まっている。

熟練契約を結んだ事業主においては、被用者が26歳未満、または45歳以上の場合、社会保障の事業主負担分が免除される。

(3) 起業支援

a 概要

ここ数年、起業の件数は毎年約18万件程度であるが、2003年には20万件の起業があり、57万9,000の雇用を創出した。2003年7月の「経済活性化法(The Economic Initiative Act)」及びそれに関する政令により今

後5年以内に100万件の起業創出を可能とするために、税制、経済及び社会的政策を行っている。

2004年6月末に打ち出された社会連帶計画では、個人サービス業に重点を置いて起業を推し進めている。失業者の起業を促進するため、失業者が起業するためのサポートを行い、銀行での融資の拡充を図り、社会保障費を免除するなどの環境を整えている。

b 起業家精神の育成

コミュニティにおいて、その地域で有益な物やサービスを提供する会社を創設するための協力組織(SCIC)がある。現在、約40組織が存在する。また、その中には被用者の立場での保障を維持しつつ、起業したい人に訓練や支援をする組織もある。

また、義務教育や高等教育等で若者に起業家精神や訓練の推進を行っている。起業のための教育実践研究センター(OPPE)は起業拡充のために必要な人を教育の場に送るセンターである。そのほかにも、起業精神を広げ、起業のための訓練をするため、大学などで起業支援組織を設立しているところもある。

(4) 情報提供をはじめとする就職支援

a 国立教育・職業情報機構(ONISEP)

教育行政における進路情報の作成・普及は、国民教育省のONISEP及び、大学区単位で組織されたその地方代表部により実施されている。

ONISEPでは、進路指導情報の探索と収集・作成、雇用・訓練に関する情報収集と、資料の編集、教育及び職業に関する情報の自動処理システムの開発、進路指導の観点から広報活動に必要な資料の作成、出版物配布の方針作成、実施等が主な業務となっている。

b 青少年情報・資料センター(CIDJ、Centre d' information et de documentation jeunesse)、青年情報センター(CIJ、Centre d' information jeunesse)

CIDJ及びCIJは、ともに国民教育省の管轄下の団体である。青年や家族に対して、教育・訓練・雇用・住居・レジャー・海外旅行・外国人居住者・スポーツなど日常生活全般にわたる実際的な情報を廉価なパンフレットで提供している。地の利もよく、気軽に利用でき、多く

の若者に人気がある。討論会等を開催し、青年に職業関係者との対話を通じて職業に関する理解を深めさせる。また、履歴書の作成方法の指導・支援なども行う。専門のカウンセラーが配置されている。進路・職業情報の提供とともに、職業の紹介も実施している。パリ・エッフェル塔のすぐ近くにある CIDJ は、進路情報・指導センター(CIO)及び公共職業安定所と同じ建物の中に入っていて、若者の社会への移行支援に係るワンストップセンターとしての機能を果たしている。類似の機関として、青年雇用イニシアティブセンター(CIEJ)、国立女性・家族情報・資料センター(CNIDFF)等も設置されている。

c 進路情報・指導センター(CIO、*le Centre d' Information et d' Orientation*)

国民教育省の下部組織であり、全国約600か所に配置されている。各地域の学区の単位で、主として在学生を対象として、教育・職業上の進路に関する情報を提供しており、国立教育・職業情報機構(ONISEP)と協同で資料収集や広報を行っている。情報提供や相談などの対象は、主として中等教育の生徒であるが、在学生に限定されるわけではなく、青少年、職業人、家庭内にいる成人など広い範囲に及んでいる。

d 職業訓練推進・資料・情報センター(CARIF：*Centre d' animation, de ressources et d' information sur la formation*)

各地方において、公共団体等が実施・支援している職業訓練に関する情報(カリキュラムを含む。)を提供し、様々なプログラムを紹介する。センターでは、ネット上のホームページにアクセスし、パスワード等を入力した上で、情報等を利用できるところもある。

e しごと館(Cite des metiers)

欧洲最大の科学技術博物館(ミッテラン大統領の肝いりで開館。複数の博物館が集合した形)の中にあり、職業選択の参考となる情報、(職業)訓練の検索、職業生活の転換(転職)・求職に関する情報、体験機会の提供等の機能を有する。常時、予約なしで個別相談を受けられ、自由に参考資料を閲覧でき、無料の就職フォー

ラム、仕事のプレゼンテーションや討論会等に参加することができる。

f 地域ミッションセンター(Missions locales)、受入・情報・指導常設センター(PAIO : Permanences d'Acaeil, d' Information et d' Orientation)
5(7)を参照。

5 困難な状況にある若者に対する施策

長期失業等困難な状況にある若者に関しては、各種教育機関・施設による教育と企業での実地訓練(就業体験)とを組み合わせることにより、職業資格を取得させることをめざすとともに、セーフティーネットとして、様々な就業の機会を設け、社会参加を促す施策が図られている。

(1) 雇用支援契約(CAE : *contrat d' accompagnement dans l' emploi*)

a 概要

CAE は、職業訓練の実施が任意となっている特殊契約である雇用連帯契約(CES)^(注5)と雇用補強契約(CEC)^(注6)を引き継ぐ形で2005年5月1日から新たに設けられた。CAE とは、公共職業安定所が失業者個々人に合わせた求職活動を提案していくなかで、特に長期失業者等の社会参入が難しい者について一時的に公共部門で雇用することを通じて、社会参加を助成するものである。雇用支援契約を締結した雇用主は、政府より賃金助成(SMIC の最高95%まで)が受けられ、社会保険料負担も免除される。

b 根拠法令

労働法典(Code du Travail) L.322-4-7

c 管理運営主体

雇用庁(ANPE)によって、全面的に管理されている。

d 財源・予算規模

雇用支援契約と雇用主導契約(CIE)と合わせて、2005年の国家予算は4億3,800万ユーロである。